

健康保險・船員保險 被保險者実態調査報告

平成 28 年 10 月

5. 標準報酬月額別扶養率

標準報酬月額別にみた扶養率を示したものが表7及び図3である。男性についてみると、協会（一般）は概ね標準報酬月額19万円から53万円の間で、組合健保は概ね標準報酬月額22万円から79万円の間で、標準報酬月額の上昇に伴い扶養率も増加する傾向にある。

また、男性は標準報酬月額7万8千円を除いた47万円以下における扶養率について、女性は標準報酬月額8万8千円から56万円の間における扶養率について、協会（一般）の方が組合健保よりも高くなっている。

表7 標準報酬月額別扶養率（平成28年10月1日現在）

標準報酬月額	協会（一般）			組合健保		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	0.700	1.013	0.214	0.804	1.138	0.134
58,000円	0.659	0.915	0.173	0.484	0.611	0.308
68,000	0.504	0.764	0.171	0.333	0.250	0.375
78,000	0.454	0.769	0.166	0.533	1.125	0.318
88,000	0.388	0.645	0.206	0.106	0.161	0.090
98,000	0.611	0.900	0.197	0.230	0.388	0.168
104,000	0.330	0.545	0.228	0.170	0.278	0.141
110,000	0.328	0.560	0.231	0.135	0.227	0.107
118,000	0.337	0.601	0.218	0.193	0.275	0.167
126,000	0.279	0.473	0.210	0.176	0.314	0.136
134,000	0.283	0.489	0.204	0.183	0.292	0.150
142,000	0.273	0.455	0.202	0.203	0.319	0.167
150,000	0.340	0.597	0.195	0.223	0.376	0.175
160,000	0.279	0.456	0.193	0.181	0.299	0.142
170,000	0.283	0.453	0.190	0.193	0.323	0.138
180,000	0.303	0.474	0.190	0.201	0.358	0.126
190,000	0.304	0.464	0.192	0.197	0.328	0.131
200,000	0.383	0.589	0.190	0.214	0.393	0.104
220,000	0.395	0.577	0.200	0.211	0.354	0.100
240,000	0.487	0.680	0.213	0.244	0.402	0.096
260,000	0.612	0.817	0.225	0.330	0.505	0.109
280,000	0.745	0.951	0.238	0.435	0.626	0.107
300,000	0.858	1.076	0.242	0.500	0.693	0.125
320,000	0.981	1.183	0.270	0.600	0.801	0.125
340,000	1.094	1.293	0.283	0.723	0.937	0.152
360,000	1.169	1.365	0.285	0.875	1.095	0.157
380,000	1.279	1.467	0.304	0.973	1.177	0.177
410,000	1.314	1.512	0.285	1.122	1.322	0.157
440,000	1.408	1.584	0.309	1.276	1.451	0.199
470,000	1.472	1.632	0.329	1.392	1.554	0.197
500,000	1.369	1.581	0.252	1.475	1.613	0.250
530,000	1.513	1.660	0.312	1.598	1.730	0.223
560,000	1.472	1.631	0.264	1.611	1.744	0.200
590,000	1.379	1.578	0.225	1.689	1.797	0.288
620,000	1.467	1.619	0.268	1.745	1.862	0.168
650,000	1.436	1.600	0.243	1.687	1.794	0.215
680,000	1.462	1.608	0.268	1.724	1.834	0.109
710,000	1.319	1.526	0.218	1.736	1.851	0.196
750,000	1.406	1.569	0.256	1.787	1.892	0.264
790,000	1.279	1.498	0.205	1.772	1.921	0.152
830,000	1.374	1.533	0.259	1.729	1.869	0.130
880,000	1.311	1.492	0.226	1.740	1.848	0.204
930,000	1.377	1.534	0.278	1.692	1.822	0.200
980,000	1.224	1.443	0.223	1.674	1.812	0.083
1,030,000	1.365	1.521	0.293	1.531	1.677	0.211
1,090,000	1.340	1.516	0.249	1.626	1.726	0.458
1,150,000	1.412	1.571	0.350	1.703	1.803	0.214
1,210,000	1.311	1.492	0.254	1.642	1.830	0.125
1,270,000	1.458	1.611	0.320	1.573	1.711	0.200
1,330,000	1.352	1.521	0.284	1.661	1.701	0.500
1,390,000	1.391	1.541	0.268	1.599	1.679	0.405

（注）組合健保は100分の1の抽出調査なので調査対象が少数となる箇所がある。

6. 総報酬額階級別扶養率

被保険者の標準報酬月額12ヶ月分に標準賞与額を加算したものを総報酬額とし、その総報酬額階級別にみた扶養率を示したものが表8である。男性についてみると、協会（一般）は概ね総報酬額階級150万円から850万円の間で、組合健保は概ね総報酬額階級100万円から1,100万円の間で、総報酬額の上昇に伴い扶養率も増加する傾向にある。

また、男性は総報酬額階級850万円未満における扶養率について、女性は総報酬額階級100万円以上1300万円未満における扶養率について、協会（一般）の方が組合健保よりも高くなっている。

表8 総報酬額階級別扶養率（平成28年10月1日現在）

総報酬額階級	協会（一般）			組合健保		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	0.700	1.013	0.214	0.804	1.138	0.134
～ 999,000 円	0.580	0.862	0.170	0.530	0.700	0.389
1,000,000 ～ 1,499,000	0.445	0.750	0.216	0.161	0.247	0.133
1,500,000 ～ 1,999,000	0.303	0.512	0.199	0.195	0.319	0.156
2,000,000 ～ 2,499,000	0.334	0.524	0.190	0.202	0.358	0.127
2,500,000 ～ 2,999,000	0.392	0.581	0.197	0.213	0.365	0.104
3,000,000 ～ 3,499,000	0.540	0.756	0.208	0.339	0.537	0.110
3,500,000 ～ 3,999,000	0.690	0.918	0.225	0.373	0.557	0.108
4,000,000 ～ 4,499,000	0.870	1.102	0.247	0.480	0.682	0.114
4,500,000 ～ 4,999,000	1.054	1.289	0.263	0.634	0.844	0.142
5,000,000 ～ 5,499,000	1.196	1.432	0.291	0.800	1.023	0.147
5,500,000 ～ 5,999,000	1.312	1.536	0.314	0.961	1.185	0.167
6,000,000 ～ 6,499,000	1.345	1.569	0.294	1.130	1.335	0.160
6,500,000 ～ 6,999,000	1.442	1.645	0.325	1.234	1.425	0.199
7,000,000 ～ 7,499,000	1.430	1.631	0.293	1.348	1.516	0.223
7,500,000 ～ 7,999,000	1.509	1.682	0.311	1.477	1.635	0.184
8,000,000 ～ 8,499,000	1.557	1.710	0.306	1.544	1.673	0.188
8,500,000 ～ 8,999,000	1.448	1.628	0.247	1.587	1.722	0.207
9,000,000 ～ 9,499,000	1.410	1.597	0.225	1.645	1.780	0.211
9,500,000 ～ 9,999,000	1.487	1.634	0.266	1.693	1.803	0.208
10,000,000 ～ 10,499,000	1.565	1.700	0.248	1.791	1.900	0.208
10,500,000 ～ 10,999,000	1.386	1.554	0.227	1.752	1.860	0.189
11,000,000 ～ 11,499,000	1.427	1.578	0.250	1.719	1.814	0.061
11,500,000 ～ 11,999,000	1.252	1.466	0.223	1.735	1.824	0.181
12,000,000 ～ 12,499,000	1.408	1.561	0.288	1.805	1.911	0.169
12,500,000 ～ 12,999,000	1.471	1.612	0.287	1.796	1.900	0.152
13,000,000 ～ 13,499,000	1.331	1.506	0.244	1.810	1.899	0.279
13,500,000 ～ 13,999,000	1.377	1.540	0.314	1.875	1.979	0.302
14,000,000 ～ 14,499,000	1.467	1.625	0.303	1.843	1.928	0.182
14,500,000 ～ 14,999,000	1.288	1.469	0.253	1.823	1.927	0.077
15,000,000 ～ 15,499,000	1.410	1.566	0.317	1.828	1.946	0.083
15,500,000 ～ 15,999,000	1.317	1.489	0.292	1.825	1.905	0.600
16,000,000 ～ 16,499,000	1.508	1.653	0.298	1.776	1.863	0.222
16,500,000 ～ 16,999,000	1.362	1.520	0.269	1.705	1.775	0.300
17,000,000 ～ 17,499,000	1.600	1.725	0.337	1.849	1.974	0.400
17,500,000 ～ 17,999,000	1.508	1.639	0.240	1.877	1.918	0.750
18,000,000 ～ 18,499,000	1.560	1.679	0.295	1.788	1.905	0.556
18,500,000 ～ 18,999,000	1.570	1.690	0.333	1.673	1.742	0.400
19,000,000 ～ 19,499,000	1.677	1.789	0.285	1.506	1.699	0.100
19,500,000 ～ 19,999,000	1.602	1.713	0.281	1.765	1.951	0.143
20,000,000 ～ 20,499,000	1.689	1.791	0.303	1.830	1.902	0.000
20,500,000 ～ 20,999,000	1.658	1.770	0.298	1.674	1.767	0.333
21,000,000 ～ 21,499,000	1.716	1.818	0.295	1.333	1.429	0.000
21,500,000 ～ 21,999,000	1.516	1.623	0.128	1.579	1.676	0.750
22,000,000 ～	1.446	1.536	0.244	1.541	1.607	0.364

(注1) 組合健保は100分の1の抽出調査なので調査対象が少数となる箇所がある。

(注2) 総報酬額は、標準報酬月額12ヶ月分に標準賞与額(平成27年10月1日から平成28年9月30日までの1年間に支払われたもの)を加えたものとしている。

7. 年齢階級別平均標準報酬月額

まず、被保険者の平均標準報酬月額を年齢階級別に示したものが表9-1及び図4である。

男性の平均標準報酬月額は山型をなしており、ピークは協会（一般）、組合健保ともに50～54歳で、協会（一般）が383,191円、組合健保が537,795円である。これを20歳未満の平均標準報酬月額と比較すると、協会（一般）は約2.09倍、組合健保は約2.74倍となっている。また、協会（一般）で40歳ごろ、組合健保で50歳ごろまでの平均標準報酬月額は、年齢階級の上昇とともに約2～5万円程度ずつ増加するが、その後はそれより小幅な増加となり、55歳を過ぎると概ね減少する傾向となっている。

一方、女性の平均標準報酬月額は男性とほぼ同様の傾向にあるが、男性と比べるとなだらかであり、協会（一般）は16万円～24万円台、組合健保は17万円～29万円台で推移している。なお、組合健保の75歳以上では50万円となっている。

組合健保の協会（一般）に対する比率は、75歳未満では、男性が55～59歳、女性が70～74歳の階級で最も大きくなっており、それぞれ1.424倍、1.233倍である。また、年齢階級総数では、男性が1.305倍、女性が1.175倍となっている。

表9-1 年齢階級別平均標準報酬月額（平成28年10月1日現在）

年齢階級	① 協会（一般）			② 組合健保			比率（②／①）		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
	円	円	円	円	円	円			
総数	286,426	324,409	227,431	371,269	423,257	267,260	1.296	1.305	1.175
15～19歳	176,455	183,164	168,068	190,101	196,342	178,979	1.077	1.072	1.065
20～24	205,755	215,945	196,088	232,925	244,444	218,936	1.132	1.132	1.117
25～29	235,036	251,706	215,177	282,193	302,845	252,368	1.201	1.203	1.173
30～34	262,664	288,766	222,482	327,472	363,935	266,752	1.247	1.260	1.199
35～39	289,386	324,022	229,892	365,250	412,487	277,130	1.262	1.273	1.205
40～44	309,941	353,886	235,136	401,514	459,713	284,189	1.295	1.299	1.209
45～49	320,036	373,673	238,676	437,024	504,587	292,295	1.366	1.350	1.225
50～54	324,177	383,191	242,583	463,539	537,795	286,246	1.430	1.403	1.180
55～59	322,107	375,794	241,686	464,989	535,113	274,776	1.444	1.424	1.137
60～64	284,584	315,144	222,103	333,567	364,718	222,983	1.172	1.157	1.004
65～69	268,763	287,211	221,596	311,884	327,626	239,931	1.160	1.141	1.083
70～74	264,737	281,463	222,976	310,679	316,738	275,038	1.174	1.125	1.233
75歳以上	248,656	268,504	208,667	500,000	-	500,000	2.011	-	2.396
(再掲) 介護(2号)	313,061	360,592	236,948	426,172	488,136	280,588	1.361	1.354	1.184

次に、平成28年の平均標準報酬月額伸び率を示したものが表9-2である。

平均標準報酬月額伸び率は、協会（一般）の総数で1.38%増、男性で1.48%増、女性で1.28%増、組合健保の総数で0.07%減、男性で0.69%増、女性で0.43%減となっている。この伸び率を報酬額変化分の要因と年齢構成の変化による分の要因に分解すると、報酬額変化分の影響で、協会（一般）の男性は1.37%増、女性は1.22%増、組合健保の男性は0.70%増、女性は0.53%減、年齢構成の変化による分の影響で、協会（一般）の男性は0.11%増、女性は0.06%増、組合健保の男性は0.01%減、女性は0.10%増となっている。また、組合健保について、男性0.69%増、女性0.43%減となっている中、総数では0.07%減となっているのは、比較的賃金水準の低い女性の割合が増加したことが要因である。

なお、要因分解における報酬額変化分とは、年齢階級別の被保険者数を平成27年の調査客数で固定し、年齢階級別の平均標準報酬月額のみを変動させてその伸び率を算出したものである。

表9-2 平均標準報酬月額伸び率の要因分解

(1) 協会（一般）

	平成27年平均 標準報酬月額 (円)	平成28年平均 標準報酬月額 (円)	伸び率 (%)	要因分解(%)	
				報酬額変化分	年齢構成の 変化による分
総数	282,541	286,426	1.38	1.25	0.12
男性	319,675	324,409	1.48	1.37	0.11
女性	224,556	227,431	1.28	1.22	0.06

(注) 総数の伸び率1.38%のうち男女比率の変化分による影響は▲0.04%である。

(2) 組合健保

	平成27年平均 標準報酬月額 (円)	平成28年平均 標準報酬月額 (円)	伸び率 (%)	要因分解(%)	
				報酬額変化分	年齢構成の 変化による分
総数	371,530	371,269	▲ 0.07	▲ 0.19	0.12
男性	420,338	423,257	0.69	0.70	▲ 0.01
女性	268,408	267,260	▲ 0.43	▲ 0.53	0.10

(注) 総数の伸び率▲0.07%のうち男女比率の変化分による影響は▲0.49%である。

次に、平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較を示したものが表11及び図6である。

年齢階級総数における平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率をみると、協会（一般）は1.415ヶ月分、組合健保は2.820ヶ月分となっている。

この比率を年齢階級別にみると、協会（一般）、組合健保ともに山型をなしており、ピークは協会（一般）が35～39歳の1.606ヶ月分、組合健保が50～54歳の3.247ヶ月分となっている。その後は年齢の上昇とともに減少している。

また、この比率を男女別でみると、協会（一般）は男性、女性ともに35～39歳でピークとなっており、それぞれ1.609ヶ月分、1.600ヶ月分である。組合健保は男性が50～54歳の3.467ヶ月分、女性が45～49歳の2.315ヶ月分でピークとなっている。

なお、図6をみると、平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率は、協会（一般）においては男性と女性の間には大きな差は見られないが、組合健保においては男性の方が女性よりも高くなっている。

表11 年齢階級別平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較（平成28年10月1日現在）

(1) 協会（一般）

年齢階級	① 平均標準報酬月額			② 平均標準賞与額			比率 (②/①)		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	286,426	324,409	227,431	405,197	453,273	331,275	1.415	1.397	1.457
15～19歳	176,455	183,164	168,068	108,101	118,743	94,795	0.613	0.648	0.564
20～24	205,755	215,945	196,088	251,457	256,531	246,642	1.222	1.188	1.258
25～29	235,036	251,706	215,177	365,756	387,466	339,879	1.556	1.539	1.580
30～34	262,664	288,766	222,482	415,063	460,307	345,449	1.580	1.594	1.553
35～39	289,386	324,022	229,892	464,732	521,244	367,762	1.606	1.609	1.600
40～44	309,941	353,886	235,136	492,884	562,231	374,979	1.590	1.589	1.595
45～49	320,036	373,673	238,676	481,633	555,917	369,119	1.505	1.488	1.547
50～54	324,177	383,191	242,583	480,165	552,281	380,657	1.481	1.441	1.569
55～59	322,107	375,794	241,686	464,645	525,654	373,510	1.443	1.399	1.545
60～64	284,584	315,144	222,103	276,753	300,718	228,647	0.972	0.954	1.029
65～69	268,763	287,211	221,596	182,917	197,110	149,414	0.681	0.686	0.674
70～74	264,737	281,463	222,976	136,498	145,482	115,421	0.516	0.517	0.518
75歳以上	248,656	268,504	208,667	95,771	99,686	88,027	0.385	0.371	0.422
(再掲) 介護(2号)	313,061	360,592	236,948	449,367	508,641	354,939	1.435	1.411	1.498

(2) 組合健保

年齢階級	① 平均標準報酬月額			② 平均標準賞与額			比率 (②/①)		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	371,269	423,257	267,260	1,046,988	1,299,504	554,817	2.820	3.070	2.076
15～19歳	190,101	196,342	178,979	187,734	221,148	128,187	0.988	1.126	0.716
20～24	232,925	244,444	218,936	382,772	453,128	297,204	1.643	1.854	1.357
25～29	282,193	302,845	252,368	675,838	790,650	509,394	2.395	2.611	2.018
30～34	327,472	363,935	266,752	869,061	1,050,784	566,073	2.654	2.887	2.122
35～39	365,250	412,487	277,130	1,007,378	1,232,097	587,598	2.758	2.987	2.120
40～44	401,514	459,713	284,189	1,188,290	1,454,317	650,786	2.960	3.164	2.290
45～49	437,024	504,587	292,295	1,402,736	1,741,042	676,676	3.210	3.450	2.315
50～54	463,539	537,795	286,246	1,504,972	1,864,439	644,989	3.247	3.467	2.253
55～59	464,989	535,113	274,776	1,464,751	1,787,960	590,594	3.150	3.341	2.149
60～64	333,567	364,718	222,983	619,421	720,969	283,658	1.857	1.977	1.272
65～69	311,884	327,626	239,931	383,131	420,287	277,973	1.228	1.283	1.159
70～74	310,679	316,738	275,038	307,992	291,606	349,015	0.991	0.921	1.269
75歳以上	500,000	-	500,000	0	-	0	0	-	0
(再掲) 介護(2号)	426,172	488,136	280,588	1,299,635	1,591,513	620,526	3.050	3.260	2.212

(注1) 平均標準賞与額は、平成28年10月1日現在の被保険者について、平成27年10月1日から平成28年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

(注2) 年齢階級については、平成28年10月1日現在の年齢階級である。

次に、被保険者期間別に年齢階級別平均標準報酬月額を比較したものが表15である。

平均標準報酬月額の被保険者期間による比率は、年齢階級総数では協会（一般）よりも組合健保の方がやや大きい。年齢階級別にみると、75歳未満では、協会（一般）、組合健保ともに20～24歳で最も小さくなっており、協会（一般）、組合健保ともに50～54歳の階級で最も大きくなっている。また、15～69歳では協会（一般）よりも組合健保の方が大きく、70～74歳では組合健保の方が小さい傾向にある。

表15 年齢階級別、被保険者期間別平均標準報酬月額（平成28年10月1日現在）

年齢階級	協会（一般）			組合健保		
	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②／①	1年未満 ③	1年以上 ④	比率 ④／③
	円	円		円	円	
総数	231,811	296,095	1.277	275,641	388,219	1.408
15～19歳	170,772	190,624	1.116	181,223	214,441	1.183
20～24	196,243	210,940	1.075	215,399	245,492	1.140
25～29	216,988	239,612	1.104	248,271	290,508	1.170
30～34	234,643	267,802	1.141	276,914	335,657	1.212
35～39	246,318	295,847	1.201	303,124	373,797	1.233
40～44	250,948	317,962	1.267	304,332	413,351	1.358
45～49	253,775	328,733	1.295	323,862	449,633	1.388
50～54	255,985	332,301	1.298	335,490	477,152	1.422
55～59	256,955	329,003	1.280	363,921	474,557	1.304
60～64	239,145	292,463	1.223	280,558	348,565	1.242
65～69	225,497	275,195	1.220	246,671	319,639	1.296
70～74	230,117	268,483	1.167	273,509	312,190	1.141
75歳以上	241,890	249,040	1.030	-	500,000	-

12. 業態別被保険者構成割合、扶養率等

業態別にみた被保険者の構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額を示したものが表17である。

業態別にみた被保険者の構成割合について、高い順にみると、協会（一般）は製造業の17.8%、医療・福祉の17.2%、卸売業・小売業の14.0%、組合健保は製造業の31.5%、卸売業・小売業の16.1%、サービス業の9.8%となっている。

扶養率の高い業態は、協会（一般）は建設業で1.000、組合健保は電気・ガス・熱供給・水道業で1.301、鉱業・採石業・砂利採取業および公務で1.125となっており、逆に低い業態は、協会（一般）は公務で0.317、組合健保は生活関連サービス業・娯楽業で0.464となっている。

平均標準報酬月額の最も高い業態は、協会（一般）は情報通信業で337,651円、組合健保は電気・ガス・熱供給・水道業で525,647円となっており、逆に最も低い業態は、協会（一般）は公務で193,577円、組合健保は宿泊業・飲食サービス業で277,033円となっている。また、最高額と最低額との比率は、協会（一般）が約1.74倍、組合健保が約1.90倍となっている。

また、平均標準賞与額の最も高い業態は、協会（一般）は電気・ガス・熱供給・水道業で681,979円、組合健保は公務で1,933,792円となっており、逆に最も低い業態は、協会（一般）、組合健保ともに宿泊業・飲食サービス業であり、それぞれ195,657円、415,044円となっている。また、最高額と最低額との比率は、協会（一般）が約3.49倍、組合健保が約4.66倍となっている。

表17 業態別被保険者構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額（平成28年10月1日現在）

業 態 別	協会（一般）				組合健保			
	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額
	%		円	円	%		円	円
総 数	100.0	0.700	286,426	405,197	100.0	0.804	371,269	1,046,988
農 林 水 産 業	0.9	0.771	261,839	351,496	0.3	0.762	322,592	1,016,329
鉱業、採石業、砂利採取業	0.2	0.979	316,948	481,008	0.0	1.125	434,571	1,705,125
建 設 業	10.1	1.000	328,090	375,788	3.2	1.053	411,296	1,389,889
製 造 業	17.8	0.784	292,930	500,288	31.5	0.998	398,867	1,395,421
食 料 品	3.5	0.598	251,162	363,791	2.1	0.759	344,890	1,027,207
繊維工業・繊維製品	0.9	0.520	235,819	277,031	0.6	0.547	297,196	620,836
木 材 ・ 木 製 品	0.7	0.851	276,907	342,274	0.2	0.961	329,317	794,263
化 学 工 業	1.8	0.839	306,616	610,348	6.3	0.986	406,456	1,517,284
金 属 工 業	2.3	0.905	319,395	543,575	2.2	1.000	382,695	1,219,020
機 械 器 具	5.8	0.856	311,153	609,095	16.5	1.051	412,744	1,496,203
そ の 他	2.9	0.807	300,092	455,523	3.6	0.984	382,418	1,192,294
電気・ガス・熱供給・水道業	0.5	0.980	325,912	681,979	1.2	1.301	525,647	1,315,788
情 報 通 信 業	1.9	0.706	337,651	382,926	9.6	0.725	411,480	865,163
運 輸 業 、 郵 便 業	7.5	0.862	288,548	268,836	6.8	0.923	362,778	873,860
卸 売 業 、 小 売 業	14.0	0.741	293,691	408,499	16.1	0.656	317,735	754,436
金 融 業 、 保 険 業	0.7	0.820	334,672	552,891	7.6	0.740	407,979	1,311,075
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	2.4	0.759	310,613	351,854	1.6	0.835	392,168	1,095,155
学 術 研 究 、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	3.9	0.714	328,647	449,052	1.6	0.803	422,221	1,096,777
宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業	3.5	0.584	261,720	195,657	1.2	0.552	277,033	415,044
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 楽 業	3.1	0.578	270,792	236,619	1.1	0.464	304,629	629,041
教 育 、 学 習 支 援 業	1.5	0.435	264,466	426,983	0.3	0.569	417,193	1,432,947
医 療 、 福 祉	17.2	0.460	272,274	520,416	4.4	0.496	366,066	675,152
複 合 サ ー ビ ス 業	1.1	0.639	248,831	560,757	0.7	0.654	318,141	944,921
サ ー ビ ス 業	9.8	0.633	263,653	296,408	9.8	0.546	315,599	625,983
公 務	2.7	0.317	193,577	220,736	0.0	1.125	517,917	1,933,792
任 意 継 続 分	1.2	0.871	215,282	-	1.5	0.741	289,028	-
特 例 退 職 分	-	-	-	-	1.4	0.825	279,537	-

（注）平均標準賞与額は、平成28年10月1日現在の被保険者について、平成27年10月1日から平成28年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

13. 規模別被保険者構成割合、扶養率等

事業所の従業員数（規模）別にみた被保険者の構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額を示したものが表18である。

被保険者の構成割合は、協会（一般）では規模100～299人の17.2%で最も高くなっており、また、規模100人未満の割合は約60.8%である。一方、組合健保では規模1,000人以上の52.2%で最も高くなっており、また、規模100人以上の割合は約86.2%と、協会（一般）とは逆の傾向にある。

扶養率は、協会（一般）では規模5人未満の0.842で最も高くなっており、規模が大きくなるにつれて減少する傾向にある。一方、組合健保では規模1,000人以上の0.834で最も高くなっているものの、規模の違いによるはっきりとした傾向はみられない。

平均標準報酬月額は、協会（一般）では、規模5～9人でピークを迎えたのち規模が大きくなるにつれて概ね減少する傾向にあるが、組合健保では、規模5～9人でピークを迎えたのち規模300人以上で再び上昇している。

また、平均標準賞与額は、協会（一般）、組合健保ともに規模が大きくなるにつれて高くなる傾向にあり、協会（一般）は規模500～999人の559,510円、組合健保は規模1,000人以上の1,213,573円で最も高くなっている。

表18 事業所の規模別被保険者構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額（平成28年10月1日現在）

規 模 別	協会（一般）				組合健保			
	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額
	%		円	円	%		円	円
総 数	100.0	0.700	286,426	405,197	100.0	0.804	371,269	1,046,988
1～4人	9.3	0.842	285,152	133,024	0.3	0.736	353,546	386,380
5～9	10.1	0.764	308,994	259,038	0.6	0.702	396,033	489,885
10～19	12.0	0.750	306,590	338,193	1.2	0.747	380,371	542,268
20～29	7.5	0.726	297,470	397,362	1.2	0.768	373,962	597,211
30～49	9.4	0.720	291,327	420,014	2.3	0.780	372,252	686,050
50～99	12.5	0.688	281,389	456,380	5.1	0.775	360,895	746,981
100～299	17.2	0.652	277,516	507,831	13.6	0.772	351,864	839,148
300～499	6.2	0.625	278,346	540,488	8.3	0.768	354,281	930,484
500～999	6.4	0.610	280,343	559,510	12.1	0.772	366,525	979,338
1,000人以上	8.2	0.556	262,601	466,313	52.2	0.834	385,523	1,213,573
任意継続分	1.2	0.871	215,282	-	1.5	0.741	289,028	-
特例退職分	・	・	・	・	1.4	0.825	279,537	-

（注1）平均標準賞与額は、平成28年10月1日現在の被保険者について、平成27年10月1日から平成28年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

（注2）年齢階級については、平成28年10月1日現在の年齢階級である。

5. 標準報酬月額別扶養率

標準報酬月額別にみた扶養率を示したものが表7及び図3である。

男性についてみると、概ね標準報酬月額28万円程度から68万円程度の間で、標準報酬月額の上昇に伴い扶養率も増加する傾向にある。また、標準報酬月額133万円の1.865で扶養率が最も高くなっている。

船舶種別にみると、概ね男性と同様の傾向となっており、汽船等は標準報酬月額127万円の2.094、漁船（い）は標準報酬月額93万円の4.000、漁船（ろ）は標準報酬月額133万円の1.667で扶養率が最も高くなっている。

表7 標準報酬月額別扶養率（平成28年10月1日現在）

標準報酬月額	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総数	1.097	1.114	0.079	1.145	0.708	1.050
58,000円	1.003	1.013	0.250	0.686	0.545	1.259
68,000	0.583	0.609	0.000	0.471	-	0.560
78,000	0.685	0.714	0.000	0.576	-	0.720
88,000	0.803	0.838	0.000	0.568	-	1.100
98,000	0.735	0.762	0.125	0.768	0.000	0.562
104,000	0.648	0.662	0.200	0.574	1.000	0.737
110,000	0.713	0.726	0.000	0.705	0.000	0.769
118,000	0.239	0.236	0.600	0.792	1.200	0.163
126,000	0.110	0.111	0.000	0.760	0.200	0.058
134,000	0.766	0.774	0.000	0.857	-	0.724
142,000	0.949	0.980	0.167	0.840	-	1.041
150,000	0.945	0.965	0.000	0.775	0.857	1.090
160,000	0.912	0.942	0.000	0.741	0.167	1.004
170,000	0.733	0.762	0.105	0.643	0.111	0.918
180,000	0.807	0.838	0.139	0.738	0.607	0.951
190,000	0.644	0.678	0.036	0.491	0.400	0.757
200,000	0.850	0.888	0.038	0.658	0.407	1.036
220,000	0.689	0.733	0.101	0.598	0.280	0.849
240,000	0.768	0.806	0.021	0.651	0.489	1.054
260,000	0.833	0.866	0.029	0.755	0.644	1.024
280,000	0.792	0.816	0.015	0.755	0.644	0.976
300,000	1.011	1.027	0.129	1.029	0.424	1.071
320,000	0.852	0.867	0.091	0.810	0.630	1.050
340,000	0.967	0.983	0.044	0.949	0.859	1.074
360,000	1.039	1.049	0.129	1.059	0.635	1.044
380,000	1.100	1.109	0.034	1.146	0.790	0.961
410,000	1.112	1.120	0.122	1.171	0.729	1.226
440,000	1.258	1.263	0.300	1.299	0.858	1.153
470,000	1.326	1.331	0.154	1.356	0.962	1.223
500,000	1.354	1.361	0.000	1.404	0.746	1.189
530,000	1.332	1.336	0.444	1.371	1.133	1.162
560,000	1.420	1.423	0.000	1.488	1.081	1.188
590,000	1.422	1.426	0.200	1.513	0.781	1.222
620,000	1.373	1.381	0.125	1.457	0.444	1.115
650,000	1.449	1.452	0.000	1.521	0.526	1.342
680,000	1.513	1.519	0.000	1.652	1.769	1.253
710,000	1.475	1.478	0.000	1.506	1.308	1.427
750,000	1.472	1.479	0.250	1.559	0.800	1.341
790,000	1.392	1.404	0.000	1.427	1.100	1.357
830,000	1.315	1.321	0.000	1.413	0.556	1.271
880,000	1.518	1.518	-	1.623	-	1.471
930,000	1.375	1.384	0.000	1.602	4.000	1.223
980,000	1.326	1.326	-	1.136	0.667	1.469
1,030,000	1.660	1.663	1.000	1.911	1.000	1.512
1,090,000	1.378	1.386	0.000	1.582	-	1.248
1,150,000	1.674	1.674	-	1.980	1.000	1.488
1,210,000	1.614	1.628	0.000	1.722	3.000	1.545
1,270,000	1.792	1.792	-	2.094	-	1.550
1,330,000	1.865	1.865	-	2.086	-	1.667
1,390,000	1.694	1.694	-	2.074	1.833	1.555

6. 総報酬額階級別扶養率

被保険者の標準報酬月額12ヶ月分に標準賞与額（平成27年10月1日から平成28年9月30日までの1年間に支払われたもの）を加えたものを総報酬額とし、その総報酬額階級別に扶養率を示したものが表8である。

男性についてみると、概ね総報酬額100万円程度から1,000万円程度の間で、総報酬額の上昇に伴い扶養率も増加する傾向にある。1,700万円以上1,750万円未満の2.125で扶養率が最も高くなっている。

船舶種別にみると、概ね男性と同様の傾向となっており、汽船等は1,500万円以上1,550万円未満の2.175、漁船（い）は1,250万円以上1,300万円未満および1,450万円以上1,500万円未満の3.000、漁船（ろ）は1,600万円以上1,650円未満の4.000で扶養率が最も高くなっている。

表8 総報酬額階級別扶養率（平成28年10月1日現在）

総報酬額階級	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船(い)	(再掲) 漁船(ろ)
総数	1.097	1.114	0.079	1.145	0.708	1.050
～ 999,000 円	0.909	0.924	0.125	0.649	0.545	1.113
1,000,000 ～ 1,499,000	0.468	0.475	0.188	0.704	0.167	0.319
1,500,000 ～ 1,999,000	0.641	0.650	0.032	0.765	0.556	0.598
2,000,000 ～ 2,499,000	0.829	0.857	0.073	0.706	0.446	0.961
2,500,000 ～ 2,999,000	0.747	0.777	0.108	0.621	0.380	0.954
3,000,000 ～ 3,499,000	0.830	0.861	0.014	0.770	0.490	1.002
3,500,000 ～ 3,999,000	0.922	0.944	0.068	0.908	0.432	1.037
4,000,000 ～ 4,499,000	0.899	0.922	0.042	0.890	0.571	1.003
4,500,000 ～ 4,999,000	0.985	0.996	0.026	1.001	0.637	1.065
5,000,000 ～ 5,499,000	1.080	1.091	0.111	1.092	0.647	1.121
5,500,000 ～ 5,999,000	1.145	1.153	0.161	1.145	0.904	1.203
6,000,000 ～ 6,499,000	1.228	1.233	0.269	1.263	0.837	1.161
6,500,000 ～ 6,999,000	1.352	1.358	0.294	1.379	1.028	1.241
7,000,000 ～ 7,499,000	1.338	1.345	0.100	1.395	0.917	1.188
7,500,000 ～ 7,999,000	1.470	1.475	0.111	1.501	1.200	1.344
8,000,000 ～ 8,499,000	1.498	1.503	0.000	1.538	1.286	1.347
8,500,000 ～ 8,999,000	1.504	1.508	0.000	1.537	1.217	1.409
9,000,000 ～ 9,499,000	1.433	1.441	0.111	1.494	0.765	1.341
9,500,000 ～ 9,999,000	1.512	1.517	0.000	1.591	1.278	1.305
10,000,000 ～ 10,499,000	1.695	1.695	-	1.689	1.333	1.957
10,500,000 ～ 10,999,000	1.640	1.640	-	1.708	2.600	1.527
11,000,000 ～ 11,499,000	1.473	1.479	0.000	1.656	1.143	1.239
11,500,000 ～ 11,999,000	1.506	1.506	-	1.535	1.286	1.481
12,000,000 ～ 12,499,000	1.645	1.648	1.000	1.803	2.333	1.467
12,500,000 ～ 12,999,000	1.658	1.658	-	1.758	3.000	0.900
13,000,000 ～ 13,499,000	1.428	1.435	0.000	1.632	-	1.245
13,500,000 ～ 13,999,000	1.677	1.677	-	1.854	1.667	1.500
14,000,000 ～ 14,499,000	0.857	0.857	-	0.800	-	1.000
14,500,000 ～ 14,999,000	1.697	1.710	0.000	1.882	3.000	1.563
15,000,000 ～ 15,499,000	1.834	1.834	-	2.175	-	1.506
15,500,000 ～ 15,999,000	1.739	1.739	-	1.780	-	1.684
16,000,000 ～ 16,499,000	1.857	1.857	-	1.692	-	4.000
16,500,000 ～ 16,999,000	1.710	1.710	-	2.094	1.833	1.559
17,000,000 ～ 17,499,000	2.125	2.125	-	2.125	-	-
17,500,000 ～ 17,999,000	2.000	2.000	-	2.000	-	-
18,000,000 ～ 18,499,000	1.250	1.250	-	1.000	-	2.000
18,500,000 ～ 18,999,000	1.000	1.000	-	1.000	-	1.000
19,000,000 ～ 19,499,000	1.000	1.000	-	-	-	1.000
20,000,000 ～ 20,499,000	-	-	-	-	-	-
20,500,000 ～ 20,999,000	-	-	-	-	-	-
21,000,000 ～ 21,499,000	-	-	-	-	-	-
21,500,000 ～ 21,999,000	-	-	-	-	-	-
22,000,000 ～	-	-	-	-	-	-

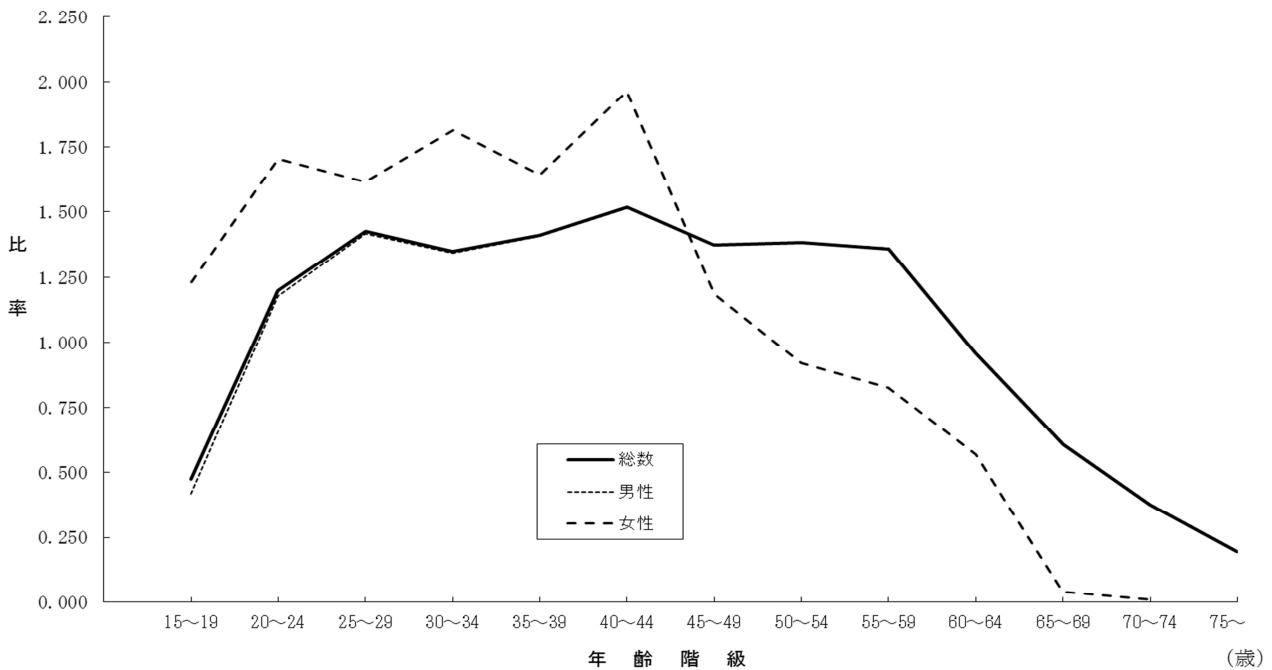
(注)総報酬額は、標準報酬月額12ヶ月分に標準賞与額（平成27年10月1日から平成28年9月30日までの12ヶ月間に支払われたもの）を加えたものとしている。

表11 年齢階級別平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較（平成28年10月1日現在）

年齢階級	① 平均標準報酬月額			② 平均標準賞与額			比率 (②/①)		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総数	円 419,035	円 421,158	円 287,417	円 523,693	円 525,385	円 421,729	1.250	1.247	1.467
15～19歳	236,698	236,383	241,322	111,922	99,254	297,220	0.473	0.420	1.232
20～24	288,276	290,016	252,416	345,868	341,828	430,180	1.200	1.179	1.704
25～29	381,992	384,927	316,000	544,287	545,812	509,945	1.425	1.418	1.614
30～34	411,556	413,681	321,383	555,698	555,043	583,252	1.350	1.342	1.815
35～39	439,400	441,106	316,554	619,981	621,359	520,172	1.411	1.409	1.643
40～44	457,254	458,985	305,356	694,649	695,742	599,525	1.519	1.516	1.963
45～49	490,992	493,642	286,085	674,100	678,496	338,746	1.373	1.374	1.184
50～54	489,301	490,658	300,429	675,865	678,770	276,714	1.381	1.383	0.921
55～59	481,480	482,281	288,452	654,264	656,035	238,129	1.359	1.360	0.826
60～64	419,827	420,360	241,043	403,273	404,158	136,826	0.961	0.961	0.568
65～69	360,883	361,096	325,697	218,584	219,906	12,903	0.606	0.609	0.040
70～74	292,679	293,411	199,818	110,281	111,217	2,000	0.377	0.379	0.010
75歳以上	256,547	259,026	169,167	49,585	50,995	-	0.193	0.197	-

(注1) 平均標準賞与額は、平成28年10月1日現在の被保険者について、平成27年10月1日から平成28年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を疾病任意継続被保険者を除いて算出している。
 (注2) 年齢階級については、平成28年10月1日現在の年齢階級である。

図6 平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較（平成28年10月1日現在）



9. 年齢階級別平均総報酬額

被保険者の平均総報酬額（標準報酬月額¹の12ヶ月分に標準賞与額（平成27年10月1日から平成28年9月30日までの1年間に支払われたもの）を加えたもの）を年齢階級別に示したものが表12及び図7である。

年齢階級別にみると、男性の平均総報酬額は、標準報酬月額と同様に山型をなしており、ピークは45～49歳の6,593,304円となっている。女性の平均総報酬額は、標準報酬月額と同様に2つの山があり、30～34歳、65～69歳でピークを迎えているが、男性と比べるとなだらかであり、年齢階級による差があまりみられない。

また、船舶種別にみると、男性と同様に山型をなしており、ピークは汽船等及び漁船（い）がともに50～54歳で、それぞれ6,799,581円、6,115,013円となっており、漁船（ろ）が45～49歳の6,128,607円となっている。

表12 年齢階級別平均総報酬額（平成28年10月1日現在）

年齢階級	総数	男性	女性	(再掲) 汽船等	(再掲) 漁船（い）	(再掲) 漁船（ろ）
	円	円	円	円	円	円
総数	5,532,468	5,559,349	3,866,247	5,751,967	5,093,631	5,268,861
15～19	2,951,810	2,935,391	3,193,085	3,211,751	2,971,381	2,744,218
20～24	3,803,263	3,820,331	3,451,558	4,239,802	3,539,132	3,077,038
25～29	5,123,573	5,160,343	4,296,871	5,215,096	4,221,206	5,010,127
30～34	5,490,072	5,514,813	4,439,850	5,702,193	4,645,747	5,157,102
35～39	5,886,251	5,908,123	4,310,815	6,095,621	5,249,683	5,521,738
40～44	6,175,996	6,197,784	4,263,797	6,396,093	5,436,299	5,666,963
45～49	6,557,267	6,593,304	3,771,761	6,774,046	5,934,793	6,128,607
50～54	6,538,759	6,557,840	3,881,857	6,799,581	6,115,013	5,995,322
55～59	6,415,381	6,426,642	3,699,548	6,691,038	6,010,844	5,961,967
60～64	5,400,026	5,407,092	3,029,348	5,431,662	5,443,212	5,761,990
65～69	4,523,341	4,526,976	3,920,485	4,296,619	4,567,563	5,504,784
70～74	3,603,623	3,613,110	2,399,636	3,345,249	3,446,091	4,793,923
75歳以上	3,128,037	3,159,187	2,030,000	3,081,223	5,652,200	3,155,009

（注）総報酬額は、標準報酬月額¹の12ヶ月分に標準賞与額（平成27年10月1日から平成28年9月30日までの12ヶ月間に支払われたもの）を加えたものとしている。

次に、被保険者期間別に年齢階級別平均標準報酬月額について比較したものが表15である。平均標準報酬月額の被保険者期間による比率は、年齢階級別に総数をみると、15～19歳及び55～59歳の2ヶ所でピークを迎え、60歳以降は徐々に小さくなるが、75歳以上でわずかに増加する。

また、船舶種別にみると、年齢階級総数の比率は漁船（い）が最も大きくなっており、年齢階級別の状況は、汽船等については15～19歳で最小、65～69歳で最大、漁船（い）については45～49歳で最小、70～74歳で最大、漁船（ろ）については75歳以上で最小、15～19歳で最大となっている。

表15 年齢階級別、被保険者期間別平均標準報酬月額（平成28年10月1日現在）

年齢階級	総数			(再掲) 汽船等		
	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①
	円	円		円	円	
総数	398,646	425,248	1.067	364,716	435,484	1.194
15～19歳	228,013	273,191	1.198	248,046	253,163	1.021
20～24	288,202	288,320	1.000	298,151	317,259	1.064
25～29	384,378	381,239	0.992	347,451	386,204	1.112
30～34	425,323	407,156	0.957	381,497	421,503	1.105
35～39	457,465	434,791	0.950	408,476	445,678	1.091
40～44	451,039	458,651	1.017	421,429	467,053	1.108
45～49	489,330	491,380	1.004	453,489	498,586	1.099
50～54	471,726	493,355	1.046	435,167	504,151	1.159
55～59	459,395	486,521	1.059	428,669	495,364	1.156
60～64	410,988	422,320	1.028	361,205	420,970	1.165
65～69	371,464	357,321	0.962	296,199	346,147	1.169
70～74	322,261	282,809	0.878	253,796	273,138	1.076
75歳以上	279,718	251,485	0.899	237,538	254,023	1.069
	(再掲) 漁船（い）			(再掲) 漁船（ろ）		
年齢階級	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②/①
	円	円		円	円	
総数	318,513	386,274	1.213	455,857	416,214	0.913
15～19歳	234,118	251,250	1.073	212,804	295,927	1.391
20～24	235,185	275,258	1.170	275,799	238,113	0.863
25～29	292,857	315,680	1.078	463,152	375,755	0.811
30～34	323,707	349,270	1.079	496,643	378,334	0.762
35～39	357,222	377,419	1.057	522,225	414,131	0.793
40～44	385,667	411,667	1.067	507,907	437,901	0.862
45～49	439,167	445,769	1.015	549,813	477,922	0.869
50～54	428,889	452,815	1.056	525,235	471,383	0.897
55～59	393,750	444,844	1.130	505,623	477,625	0.945
60～64	278,593	392,186	1.408	490,159	461,050	0.941
65～69	294,105	334,104	1.136	497,495	428,161	0.861
70～74	183,333	299,750	1.635	461,512	350,663	0.760
75歳以上	-	467,600	-	370,640	231,070	0.623

12. 規模別被保険者構成割合、扶養率等

船舶所有者が使用する被保険者数（以下、「規模」という。）別にみた被保険者の構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額を示したものが表17である。

被保険者の構成割合について、適用区分総数においては規模10～19人が最も多く17.1%となっており、規模100人未満は82.2%である。適用区分別に被保険者の構成割合が最も高いところをみると、汽船等が規模50～99人の19.4%、漁船（い）が規模30～49人の25.7%、漁船（ろ）が規模10～19人の21.7%となっている。

規模別の扶養率について、適用区分総数においては規模の違いによるはっきりとした傾向はみられないが、漁船（い）は、規模20～29人をピークとした山型をなしている。

平均標準報酬月額については、どの適用区分においても規模が大きくなるにつれて概ね増加傾向となる。同様に、平均標準賞与額も規模が大きくなるにつれて概ね増加傾向となるが、適用区分総数及び汽船等については、規模300～499人でかなり下落している。

表17 船舶所有者が使用する被保険者数別被保険者構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額（平成28年10月1日現在）

使用する被保険者数	総数				(再掲) 汽船等			
	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額
総数	100.0	1.097	419,035	523,693	100.0	1.145	421,994	688,034
1～4人	7.6	1.104	315,249	218,483	7.1	1.143	364,883	318,810
5～9	13.5	1.125	374,191	261,663	12.5	1.166	382,137	397,179
10～19	17.1	1.106	417,220	403,453	16.5	1.164	390,011	579,524
20～29	11.8	1.106	418,982	522,946	11.6	1.184	416,180	700,650
30～49	15.3	1.103	424,218	512,254	15.4	1.138	414,256	705,551
50～99	16.9	1.118	437,501	767,077	19.4	1.132	426,928	903,516
100～299	13.5	1.119	521,232	837,853	16.6	1.159	512,520	930,507
300～499	0.5	0.000	449,969	0	0.8	0.000	449,969	0
500～999	-	-	-	-	-	-	-	-
1,000人以上	-	-	-	-	-	-	-	-
疾病任継	3.8	0.878	320,209
使用する被保険者数	(再掲) 漁船（い）				(再掲) 漁船（ろ）			
	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額
総数	100.0	0.708	372,305	625,968	100.0	1.050	430,267	105,652
1～4人	6.6	0.657	246,407	288,046	9.9	1.065	231,667	35,195
5～9	7.4	0.867	327,333	358,908	18.2	1.066	362,540	25,794
10～19	11.4	0.930	335,838	802,265	21.7	1.005	473,096	48,752
20～29	4.4	1.099	475,775	950,338	14.7	0.953	422,722	163,689
30～49	25.7	0.646	364,014	600,557	16.2	1.095	457,574	40,672
50～99	21.2	0.823	352,887	897,835	12.6	1.113	492,685	220,802
100～299	23.3	0.455	447,857	440,056	6.8	1.111	599,327	417,781
300～499	-	-	-	-	-	-	-	-
500～999	-	-	-	-	-	-	-	-
1,000人以上	-	-	-	-	-	-	-	-
疾病任継

(注1) 平均標準賞与額は、平成28年10月1日現在の被保険者について、平成27年10月1日から平成28年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

(注2) 年齢階級については、平成28年10月1日現在の年齢階級である。